

## 平成29年 第2回定例会 2日目

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第28号 平成29年度月形町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第29号 平成29年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第30号 平成29年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 岩見沢地区消防事務組合規約の変更に関する協議について
- 議案第34号 財産の取得について
- 同意案第1号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第2号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第3号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第4号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第5号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第6号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第7号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第8号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第9号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第10号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第11号 月形町農業委員会委員の任命について
- 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度月形町一般会計補正予算第7号）
- 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例の一部を改正する条例の制定）
- 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成28年度月形町一般会計）
- 報告第2号 株式会社月形町振興公社の経営状況について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 会議案第2号 議員派遣について

（平田議員から一身上の都合により欠席の旨の報告あり）

- 議長 堀 広一 ただ今の出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

## 平成29年 第2回定例会 2日目

6日に引き続き会議を再開いたします。 (午前10時00分開会)

直ちに本日の会議を開きます。 (午前10時00分開議)

議事日程第2号はお手元に配布のとおりであります。(別紙のとおり)

### ◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

○ 議長 堀 広一 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

金子 廣 司 議員

大釜 登 議員

の兩名を指名いたします。

### ◎ 日程2番 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (平成28年度月形町一般会計補正予算第7号)

○ 議長 堀 広一 日程2番 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度月形町一般会計補正予算第7号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 堀 広一 副町長。

○ 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

補正予算の要旨ですが、平成28年度末を迎え決算見込の精査を行い、予算の最終整理をするもので、例年おこなっているものでございますので、ご理解を賜りたく、お願い申し上げます。

補正予算の概要ですが、ふるさと納税寄附金の関連事業への充当、公有財産整備基金繰入金の全額の減額、北海道市町村備荒資金組合への積立納付などであり、また、それらに係る財源振替の予算補正でございます。

議案書112ページ、3歳出です。2款 総務費 1項 総務管理費 3目 企画費839万8,000円の減額、8節、13節のとおりです。内訳ですが、ふるさと納税推進事業、ふるさと納税納付金記念品、ふるさと納税支援業務それぞれの減額です。本来平成29年度予算に計上すべき予算を減額するもので、内容については複数ありますが、本年3月に入金となったふるさと納税に係る返礼品の発送は、本来4月に行いその予算は平成29年度に執行するものですが、それらについて平成28年度予算に計上していました。よって、それらに係る予算全てを減額して、後ほどご提案しますが平成29年度に同額を補正させていただくものです。8款 土木費 2項 道路橋梁費 4目 除雪対策費2,259万2,000円の減額、13節のとおりです。除雪対策経費、町道雁里中央線外除雪業務、町道及び公共施設除排雪業務それぞれ減額、ご承

知のとおり本冬季においては降雪量等が少なく除雪対策経費について減額させていただくもので、当初予算からの減額割合ですが、雁里中央線外除雪業務については、33.6%減額、町道及び公共施設除排雪業務については、36.3%減額です。9款 消防費 1項 消防費 2目 防災費1億5,000万円の増額、19節のとおりです。冒頭に申しあげました北海道市町村備荒資金組合に普通納付金として1億5,000万円を納付積立するものです。この納付積立により普通納付金の積立額が2億7,391万9,566円の積立現在高となる予定です。12款 公債費 1項 公債費 2目 利子104万5,000円の減額、23節のとおりです。内訳として、長期債償還利子の減額で、長期債として借り入れている一部の長期債において平成28年度から利率が改定となって利息が減額となるというものがあり、それに係る減額です。

議案書100ページ、2歳入です。2款 地方贈与税 2項 自動車重量贈与税 1目 自動車重量贈与税512万2,000円の増額、1節のとおりです。自動車重量贈与税の平成28年度に歳入を受けた全額がこれで予算化されるものです。6款 地方消費税交付金 1項 地方消費税交付金 1目 地方消費税交付金1,787万5,000円の増額、1節のとおりです。この増額で全額が予算化されるものです。9款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税1億5,907万4,000円の増額、1節、2節のとおりです。地方交付税については、全額予算化はされておられません。54万5,000円を残しての予算化です。16款 寄附金 1項 寄附金 2目 総務費寄附金624万3,000円の増額、1節のとおりです。ふるさと納税寄附金で、この補正予算専決処分当時のふるさと納税の寄附金合計額が7,324万3,000円でした。実績ではその後2万円入っていますので、先ほど申しあげた7,324万3,000円に2万円を足したものが決算になる予定です。17款 繰入金 1項 基金繰入金 4目 公有財産整備基金繰入金1億1,703万2,000円の減額、1節のとおりです。平成28年度当初予算において、建設、改良、改修、維持補修、備品購入など28事業に充当するために基金繰入金を予算計上させていただきましたが、会計全体決算の見込みをもって繰入金をしなくても済むということで、全額を減額させていただくものです。18款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金4,534万9,000円の増額、1節のとおりです。これで繰越金も全額予算化するものです。

議案書94ページ、第2表 繰越明許費補正です。追加です。個人番号カードいわゆるマイナンバーカードの発行枚数が想定していたほど伸びなかったもので、総務省からの通知に基づき全額国費ですが、住民基本台帳事務経費28万1,000円を平成29年度に繰り越すものです。

○ 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

- 議長 堀 広一 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 除雪対策経費ですが、町道雁里中央線外除雪業務ということで、雁里地区の住民は町外へ移住して路線が減っていると思いますが、今までどおりの除雪を行って除雪費が減額になったのか、その点をお伺いしたい。
- 議長 堀 広一 産業課長。
- 産業課長 古谷 秀樹 雁里地区については、すでに住宅が移転されていますので、平成28年度については雁里中央線のみを除雪となっていますので、枝については入っておりません。中央線だけの往復で設計しております。ですから、あくまでも設計段階ではそのような設計をしていますので、除雪出動回数が少ないことによる減額補正ということで、ご理解いただきたいと思います。
- 議長 堀 広一 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 了解しました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。承認第1号は、この際、討論を省略し原案のとおり承認することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程3番 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例等の一部を改正する条例の制定）

- 議長 堀 広一 日程3番 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例の一部を改正する条例の制定）を議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正内容等についてですが、事前に配布しております説明資料、標題は月形町税条例の一部を改正する条例について、をご覧いただきたいと思っております。概要ですが、一部に本年4月1日の施行を含む改正地方税法等が本年3月31日に公布されたことに伴い、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税に関し所要の改正を行い規定を整理するものです。

別紙説明資料により改正内容について説明する。

## 平成29年 第2回定例会 2日目

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
  - 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。承認第2号は、この際、討論を省略し原案のとおり承認することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
  - 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- ◎ 日程4番 議案第28号 平成29年度月形町一般会計補正予算（第1号）
- 議長 堀 広一 日程4番 議案第28号 平成29年度月形町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
  - 議長 堀 広一 副町長。
  - 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。  
補足説明  
議案書18ページ、3歳出です。2款 総務費 1項 総務管理費 3目 企画費839万8,000円の増額、8節、13節のとおりです。先ほどご承認いただきました専決処分においてのふるさと納税推進事業に係る増額分で、ふるさと納税納付金記念品609万5,000円、ふるさと納税支援業務230万3,000円、合計839万8,000円を専決処分でご説明申し上げた額と同額です。9目 交通安全費84万3,000円の増額、13節のとおりです。この増額については、交通安全推進経費、交通安全看板点検調査業務を増額させていただくものです。町内には交通安全の啓発に係る大型広告塔が3基あり、この3基の耐久性等について点検調査をしたいというものです。3基については、一番古い物で昭和54年に設置されたもの、昭和55年に設置されたもの、最後が平成12年に設置されたもので、本年4月強風が続いたときにおいても、一部が破損等して補修をするなど応急処置をしている経緯もあります。ここで、今後、これがどの程度現状のまま使えるのか点検調査業務を行って将来の看板のあり方を考えたいというものです。3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費31万6,000円の増額、13節のとおりです。社会保障・税番号制度システム整備事業、団体内統合宛名システム導入業務、全額国費の事業です。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費20万3,000円の増額、11節、13節のとおりです。障害者総合支援事業に係る障害福祉システム改修業務で、これも全額国費の事業です。  
議案書16ページ、2歳入です。18款 繰越金 1項 繰越金 1目

繰越金924万5,000円の増額、1節のとおりです。本補正予算の歳出に係る財源として繰越金を充当し、増額させていただくものです。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第28号は、原案のとおり可決することにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程5番 議案第32号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、日程6番 議案第29号 平成29年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長 堀 広一 日程5番 議案第32号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、日程6番 議案第29号 平成29年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は関連がありますので、一括議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

議案第32号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、改正内容についてです。国の平成29年度の税制改正において、国民健康保険税における低所得者に係る軽減判定所得の見直しがなされたことに伴い、関係条例を改正させていただくものです。これについては、事前に配布させていただいております議案第32号の説明資料、標題は月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をご覧いただきたいと思います。

別紙説明資料により説明する。

議案書61ページ、附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものです。また、改正後の月形町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。なお、補足いたしますが、平成29年度においては、保険税率を改正しないということです。平成29年度においては、平成28年度よりも所得

が減少しており、保険税額の減額が見込まれますが、保険税額の減額分に対応する分については、平成28年度の決算剰余金いわゆる平成29年度への繰越金で賄える見込みであることから、保険税率については、現状どおり据置きさせていただくものです。この関連予算については、議案第29号の補正予算第1号でご審議いただくものです。

つづきまして、議案第29号 平成29年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

補足説明

今回の補正の概要ですが、平成28年度の会計決算見込みでは、歳入歳出において療養給付費や高額給付費などの保険給付費が減少する見込み算定となっております。平成29年度への繰越金が先ほど申し上げましたが平成28年度からの繰越金が相当額見込めるということをもって、会計全体の財源を補正させていただくものです。

議案書38ページ、3 歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費36万8,000円の増額、18節のとおりです。現在ある国保総合システムについての更新入替の予算です。

議案書32ページ、2 歳入です。1款 国民健康保険税 1項 国民健康保険税 1目 一般被保険者国民健康保険税1,513万9,000円の減額、1節から3節のとおりです。2目 退職被保険者等国民健康保険税70万1,000円の減額、1節から3節のとおりです。それぞれ記載の減額内容のとおりです。10款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金1,631万円の増額、1節のとおりです。平成28年度からの繰越金を見込んでの本補正予算における財源とする予算補正増額です。

○ 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

○ 議長 堀 広一 我妻 耕議員。

○ 議員 我妻 耕 一つお伺いしたいのですが、32ページ、国民健康保険税、1目 一般被保険者国民健康保険税、2目 退職被保険者等国民健康保険税それぞれ補正で減額となっておりますが、理由があれば教えていただきたいと思えます。

○ 議長 堀 広一 住民課長。

○ 住民課長 東出 善幸 先ほど副町長が説明しましたが、農業所得の減で、農業所得安定対策等交付金が過去3年間で当初積算よりも落ちていること。それから、加入者の減ということでございます。一般被保険者、退職被保険者ともこれらの理由によって落ちているということでございます。

○ 議長 堀 広一 我妻 耕議員。

- 議員 我妻 耕 2目 退職被保険者等国民健康保険税ですが、昨年の説明ですと所得が増えたため増額補正になっているのですが、今回は、加入者の減だけで減額になっていると考えていいのですか。
- 議長 堀 広一 住民課長。
- 住民課長 東出 善幸 加入者の減ということでございます。
- 議長 堀 広一 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 了解しました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第32号及び議案第29号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程7番 議案第30号 平成29年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 議長 堀 広一 日程7番 議案第30号 平成29年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

今回の補正の概要ですが、全国的なシステムにおいて保険料の軽減判定誤りがあり、そのことに係る保険料の還付金の予算補正が主です。このシステムの誤りにおける軽減判定誤りについては、過日、全員協議会でご説明させていただいているところです。

議案書56ページ、3歳出です。3款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 1目 保険料還付金16万2,000円の増額、23節のとおりです。保険料還付金ですが、一つ目に軽減判定誤りによる保険料還付金10万3,300円です。先ほど申し上げましたが、後期高齢者医療広域連合の電算処理システムの設定に誤りがあったことが分かり、保険料の軽減判定が誤って行われていたということで、そのため、保険料を還付させていただく対象の方が6名ございます。平成23年度に係る方が4名、平成28年度に係る方が2名、還



付金額の合計額9万9,000円、還付加算金4,300円、合計10万3,300円です。それから、資格変更等による保険料の更正分、過年度分ですが、5万7,900円ございます。合計16万1,200円、補正額は16万2,000円です。

議案書54ページ、2歳入です。5款 諸収入 2項 償還金及び還付加算金 1目 保険料還付金16万2,000円の増額、1節のとおりです。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第30号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程8番 議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 堀 広一 日程8番 議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の要旨についてですが、本年3月31日育児休業の再度の取得ができる特別の事情等の要件を加える人事院規則の改正が行われたところです。この人事院規則の改正に即しまして、関係条例の改正を行うものです。改正内容ですが、育児休業の再度の取得ができる特別な事情の要件の追加。育児休業の期間の再度の延長ができる特別な事情の要件の追加。そして、1年以内に再度の育児短時間勤務をすることができる特別な事情の要件の追加です。なお、この条例は、公布の日から施行させていただくものです。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第31号は、原案のとおり可決することにした  
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決する  
ことに決定いたしました。

◎ 日程9番 議案第33号 岩見沢地区消防事務組合規約の変更に関する協  
議について

- 議長 堀 広一 日程9番 議案第33号 岩見沢地区消防事務組合規  
約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長。  
○ 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

規約の変更の要旨についてですが、現在の岩見沢地区消防事務組合の事務  
所は、本年9月5日をもって現在新たに建設中の場所に移転することとなり  
ます。事務所の位置については、岩見沢地区消防事務組合規約に規定されて  
おり、事務所が移転して位置が変わる場合、地方自治法の規定に基づき規約  
の変更が必要となるものです。さらに、規約を変更する場合には、地  
方自治法の規定に基づき関係地方公共団体の議会の議決を得なければなら  
ないため、今回議会の議決を求めるものです。議案書の記以下の部分ですが、  
岩見沢地区消防事務組合規約の一部を改正する規約についてです。規約第4  
条に規定する岩見沢地区消防事務組合の事務所の位置を現在の「岩見沢市6条  
東1丁目4番地」から現在建設中の新事務所の位置「岩見沢市8条東10丁目  
2番地47」に改めるものです。なお、この規約は、平成29年9月5日から  
施行するものです。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第33号は、原案のとおり可決することにした  
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決する  
ことに決定いたしました。

◎ 日程10番 議案第34号 財産の取得について

- 議長 堀 広一 日程10番 議案第34号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。  
補足説明

財産の取得については、町道除雪業務のため、除雪専用車ですが、これを交換取得することとし、地方自治法の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものです。なお、財産の交換取得についてですが、新しく除雪専用車を購入するにあたり現在町が保有する平成11年製造の除雪専用車7t級ですが、これを引き取ってもらういわゆる下取りに出す方法です。

(宮元議員 午前10時52分退席)

なお、随意契約とする理由ですが、除雪トラックについては、特殊車両ということもあり、事前に除雪専用車を製造している所UDトラックを含めた取扱販売者合計3者に本町で指定する仕様規格の除雪トラックの販売が可能か確認を事前にしております。その段階で、UDトラック以外の2者から本年4月以降の除雪トラックの販売はできないという回答を得たところです。それにより、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定、その性質又は目的が競争入札に適さないものをするときに該当すると判断をさせていただき、随意契約により契約を行うものです。

(宮元議員 午前10時54分入室)

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。
- 議長 堀 広一 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 今、堀副町長から説明があり、随意契約の理由についてよく分かりました。そこで、1点だけお聞きしたいのですが、町が今までUDトラック北海道株式会社岩見沢支店と取引があったかどうか、お聞きしたいと思います。
- 議長 堀 広一 産業課長。
- 産業課長 古谷 秀樹 UDトラックとはこれまでも契約させていただいております。
- 議長 堀 広一 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 了解しました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。

- 議長 堀 広一 笹木英二議員。
- 議員 笹木 英二 これは、交換による取得ということですが、交換する古いトラックがどれぐらいの値で取引したのか把握していますか。
- 議長 堀 広一 産業課長。
- 産業課長 古谷 秀樹 今回の下取り価格につきましては、64万8,000円でございます。
- 議長 堀 広一 笹木英二議員。
- 議員 笹木 英二 64万8,000円と安い値段であることが分かったのですが、トラックの定価はどのぐらいのものなのか。この64万8,000円と買った金額をプラスしたわけではないと思うのですが、トラックの定価は分かかりますか。
- 議長 堀 広一 産業課長。
- 産業課長 古谷 秀樹 今、議員からお話があったように64万8,000円と今回の交換差額を足したものが落札価格で、設計額はもちろん、それより上ですが、予算2,822万円を見込んでおりましたので、これが消費税を含む設計額ということでございます。
- 議長 堀 広一 笹木英二議員。
- 議員 笹木 英二 交換による差額が80円ととんでもない端数が出ていますが、2,662万3,080円に64万8,000円足すとながしになるのですが、それが定価ということはないと思いますが、80円の定価の値段にどうしてこのようなかたちになるのか不思議に思って聞いたのですが、下取りされた除雪車を一般的に考えると安いわけです。分かりました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。
  
- 議長 堀 広一 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 私が議員になって6年経つのですが、毎年車の入替えということでやっていますが、この車については雪寒対象車として今後申請するのか、単費で買うのか。それから、今、町では11台ちかくの除雪車を持っていますが、雪寒と単費の割合について伺いたいと思います。
- 議長 堀 広一 産業課長。
- 産業課長 古谷 秀樹 この車両については、雪寒補助対象でございます。
  
- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。 (午前10時59分休憩)
- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開します。 (午前11時01分再開)

- 議長 堀 広一 産業課長。
- 産業課長 古谷 秀樹 現在本町が所有する除雪機械ですが、14台あって、そのうち9台が雪寒の補助を受けており単費が5台ということでございます。
- 議長 堀 広一 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 分かりました。それから、先ほどの説明で雪寒対象車ということでお聞きしましたが、以前、この件について除雪車の取得について聞いたのですが、まず予算を立てて雪寒申請をして、当たるか当たらないか国もかなり厳しくなっていると思うので、その時点の答弁では、予算計上して雪寒に持って行って、今の課長の答弁で雪寒対象ということは、最初から雪寒対象として考えているのか、その点を確認します。
- 議長 堀 広一 産業課長。
- 産業課長 古谷 秀樹 購入の前年度において、来年度更新を予定しているということで、当初から補助を当て込んでおります。ただ、議員が言われたように、国も非常に厳しいところで補助率が減額されていることが実態としてあるわけですが、当初から補助を見込んで申請しているということでございます。
- 議長 堀 広一 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 見込んでということは、まだ確定ではないのですね。完全に雪寒対象として予算を立てているのか、見込みで立てているのか。我々としては、これだけの機械を買うのだから国からの雪寒対象となった物を買えば、町民の税金も使うと思いますので、見込みとなると確定ではないのでそこを伺いたい。
  
- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。 (午前11時03分休憩)
- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開します。 (午前11時15分再開)
  
- 議長 堀 広一 産業課長。
- 産業課長 古谷 秀樹 先ほど、議員からもお話しがありましたように大切な町民の税金を使って除雪車を購入するというところでございます。従いまして、私どもとしてもいくらかでも有利な方法で除雪車を購入したいということで、毎年度補助に乗せていただくべく、前年度からヒアリングを受けて予算要求をしているところでございます。その中で、本年度当初予算において対象経費の30%は見込めるのではないかという中で、少し危険な部分も含めてその3分の2を補助対象ということで見込んでおります。当初予算では、この車両

の補助を557万7,000円見込みました。そして、残りを起債ということで2,230万円、一般財源34万3,000円見込んだところでございます。その後、4月に入って予算内示があつて補助金につきましては767万6,000円ということで約29%の補助金内示を受けたところでございます。それにより起債1,890万円、さらに一般財源4万7,000円ということで、今回購入をするということでございます。仮に補助が付かなくてもこれはどうしても必要な車両でございますので、その場合は単費での購入、もちろん、裏は起債ですが、そのようなかたちでこれまでも購入してきたということで、ご理解いただきたいと思います。

○ 議長 堀 広一 質問回数が4回目となります。これは、最初から雪寒対象ではないということで、それを当て込んでということですね。

○ 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。 (午前11時17分休憩)

○ 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前11時23分再開)

○ 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。(「討論なし」の声あり)

○ 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第34号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

○ 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

(多田農業委員会会長 午前11時24分退席)

◎ 日程11番 同意案第1号から日程21番 同意案第11号までの11件 月形町農業委員会委員の任命について

○ 議長 堀 広一 日程11番 同意案第1号から日程21番 同意案第11号までの11件は、いずれも月形町農業委員会委員の任命についてでありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 堀 広一 町長。

○ 町長 上坂 隆一 議案書67ページ、同意案第1号から議案書87ページ、同意案第11号までの11件を一括してご提案させていただきます。月形町農業委員会委員の任命について、本議会の同意を求めるものでござい

す。農業委員の任命については、農業委員会等に関する法律の規定によって、議会の同意を得て任命するものであり、任命する委員の数は月形町農業委員会の定数に関する条例に規定する定数11名であります。なお、委員の任期は、平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間です。

議案書67ページ、同意案第1号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めるものでございます。記として住所 樺戸郡月形町字札比内1006番地の32、氏名 小野栄治、昭和33年12月10日生まれでございます。

議案書69ページ、同意案第2号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めるものでございます。記として住所 樺戸郡月形町字篠津原野1646番地の1、氏名 服部 栄、昭和44年1月29日生まれでございます。

議案書71ページ、同意案第3号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めるものでございます。記として住所 樺戸郡月形町3926番地、氏名 西川 優、昭和30年9月18日生まれでございます。

議案書73ページ、同意案第4号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めるものでございます。記として住所 樺戸郡月形町1008番地の82、氏名 山崎敏美、昭和32年3月31日生まれでございます。

議案書75ページ、同意案第5号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めるものでございます。記として住所 樺戸郡月形町字知来乙434番地、氏名 黒宮勝美、昭和38年3月22日生まれでございます。

議案書77ページ、同意案第6号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めるものでございます。記として住所 樺戸郡月形町字札比内1205番地、氏名 青柳和宏、昭和35年3月25日生まれでございます。

議案書79ページ、同意案第7号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法

律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めるものでございます。記として住所 樺戸郡月形町字南耕地3622番地1、氏名 渡辺祥紀、昭和31年11月12日生まれでございます。

議案書81ページ、同意案第8号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めるものでございます。記として住所 樺戸郡月形町字札比内1202番地の3、氏名 内藤康志、昭和38年8月10日生まれでございます。

議案書83ページ、同意案第9号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めるものでございます。記として住所 樺戸郡月形町字北農場1014番地の1、氏名 中嶋雅義、昭和34年1月17日生まれでございます。

議案書85ページ、同意案第10号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めるものでございます。記として住所 樺戸郡月形町1036番地141、氏名 渡辺早智子、昭和32年7月18日生まれでございます。

議案書87ページ、同意案第11号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めるものでございます。記として住所 樺戸郡月形町字札比内1337番地の2、氏名 多田正光、昭和25年5月18日生まれでございます。

ただ今の同意案第1号から同意案第8号までの委員については、個人による推薦の委員でございます。同意案第9号の委員については、団体等による推薦の委員でございます。同意案第10号及び同意案第11号の委員については、一般公募による委員でございます。なお、同意案に係る本人の経歴等については、お手元の説明資料月形町農業委員任命者経歴等のおりでありますので、その内容の朗読については割愛させていただきます。宜しくご審議くださいますようお願いいたします。

○ 議長 堀 広一 ただ今同意案第1号から同意案第11号までの説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。



お諮りいたします。同意案第1号から同意案第11号までの月形町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。この採決については、1件ずつ行いたいと思います。

- 議長 堀 広一 お諮りいたします。同意案第1号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 堀 広一 次に、同意案第2号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 堀 広一 次に、同意案第3号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 堀 広一 次に、同意案第4号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 堀 広一 次に、同意案第5号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 堀 広一 次に、同意案第6号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 堀 広一 次に、同意案第7号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 堀 広一 次に、同意案第8号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 堀 広一 次に、同意案第9号は、原案のとおり同意することに、

ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○ 議長 堀 広一 次に、同意案第10号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○ 議長 堀 広一 次に、同意案第11号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○ 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。（午前11時37分休憩）

○ 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開します。  
（午後 1時30分再開）  
（多田農業委員会会長 午後 1時30分入室）

◎ 日程22番 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○ 議長 堀 広一 日程22番 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 堀 広一 町長。

○ 町長 上坂 隆一 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご提案、ご説明申し上げます。本年9月30日をもって任期満了となる人権擁護委員の中條敏幸氏の後任についてですが、引き続き中條氏に人権擁護委員をお願いすることとして、法務大臣へ推薦したく人権擁護委員法第6条第3項の規定により、候補者の推薦にあたり本議会への意見をお伺いするものでございます。

中條氏は、現在、樺戸郡月形町999番地426にお住まいで、昭和29年11月11日生まれの62歳であります。中條氏は、人格識見はもちろん、公正な人物で人権擁護委員として現在2期目であり、その使命をしっかりと果たされております。これまで同様地域社会に幅広く貢献いただける人物でありますことから、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、ご提案を申し上げる次第でございます。なお、任期は平成29年10月1日から平成32年9月30日までの3年間です。宜しくご審議くださいますようお願いいたします。

す。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。諮問第1号は、この際討論を省略し、適任としたいと思いを。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、諮問第1号は、適任とする意見で答申することに決定いたしました。

◎ 日程23番 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成28年度月形町一般会計）

- 議長 堀 広一 日程23番 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成28年度月形町一般会計）を議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。
- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
- 議長 堀 広一 以上で報告第1号は、報告済みといたします。

◎ 日程24番 報告第2号 株式会社月形町振興公社の経営状況について

- 議長 堀 広一 日程24番 報告第2号 株式会社月形町振興公社の経営状況についてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。
- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。
- 議長 堀 広一 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 トマトジュースのことですが、先ほどの副町長の説明で唯一販売採算が取れているトマトジュースということですが、資料を見ると前年より販売状況が減っているように思うのですが、この理由は为什么呢か。
- 議長 堀 広一 産業課長。
- 産業課長 古谷 秀樹 みのり工房、トマトジュースですが、22期販売

収益2,316万6,000円、一方、23期販売収益2,499万4,000円ということで、若干ですが増えているということでございます。

- 議長 堀 広一 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 182ページの平成28年度産トマトジュース製造状況が平成27年度産トマトジュース製造状況より減っていましたので、そのように見てしまいました。あと、現在のトマトジュースの在庫状況がどうなっているか教えていただきたい。
- 議長 堀 広一 産業課長。
- 産業課長 古谷 秀樹 182ページ、平成28年度産トマトジュース製造状況の一番右側3月末ですが、差引き在庫数334,729缶ということでございます。3月末ですので4月、5月と経過しておりますので、細かい数字はお時間をいただければ調べることができます。
- 議長 堀 広一 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 トマトジュースについて、もう一つ、みのり工場の運営方針で「販売に関しては、卸業者の維持と通信販売の顧客拡大に務めます。」と書かれています。きっと、色々と工夫されて売ろうとされていると思うのですが、先日、札幌へ行ったときに物産を売っている場所を廻ったとき、各地のトマトジュースがあったのですが、月形産トマトジュースが見当たらなかったのも、それも含めて販売ルートがどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。
- 議長 堀 広一 産業課長。
- 産業課長 古谷 秀樹 月形産のトマトジュースについて、札幌では、地下街のどさんこプラザに卸しております。札幌駅前でも取引いただいております。それから、通販についても古くからのお客様については、継続してお取引いただいております。町内小売業者についても、変わっておりません。今回27年製造トマトジュースの賞味期限が近くなったということで、これについては、廉価販売をさせていただく中で、在庫の一掃を図っているところでございます。北海道日本ハムファイターズの月形町応援大使の大谷翔平選手がトマトジュースが苦手であるということでしたが、先般、札幌ドームのオーロラビジョンに「トマトジュースが苦手の僕でも飲めるジュースです。」と紹介があったと聞いておりますので、今後、その効果も期待したいと思います。また、昨日、安倍総理が全国矯正展会場で、月形産トマトジュースを飲んでいただいたということで、その中で「大変、美味しい。」ということコメントで動画が配信されました。これによっても何らかの効果があるのではないかとということで、期待しているところでございます。引き続き、営業努力をして顧客の拡大に努めてまいりたいと思いますので、宜しくご理解いた

きたいと思います。

- 議長 堀 広一 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 一つの顔ですので、ぜひ、がんばっていただきたいと思います。もう一つ、多目的アリーナの運営方針で「施設の特性上、冬場に町外からの使用申込みが多くなります。業務委託業者と宿泊合宿優先予約等の企画連携を図り、施設運営の相乗効果に務めます。」とあり、多目的アリーナでお話しを聞いたところ、利用される方の評判が高い「月形にこんな施設があったのか。」という驚き、冬場ですと「月形はこんなに雪が多いの。」という驚きと共にこんな施設があると初めての方は必ず驚いてくれるということで、札幌はおろか苫小牧など遠くからの利用者が多いと思います。一つ、すごくいい施設であると思うのですが、その利用促進について、ここに書かれている以外で何か考えていることがあったら教えていただきたいと思います。
- 議長 堀 広一 産業課長。
- 産業課長 古谷 秀樹 多目的アリーナの冬場の利用については、土曜日、日曜日はほとんど埋っている状況で、PRしなくてもそれだけで埋ってしまう施設です。ただ、平日の利用となると冬休み、春休みは別ですが、どうしても近郊の野球少年団などが夜に使う状況で、これ以上PRしても、今は抽選会で利用順番を待つ状況ですので、抽選に殺到されたとしてもそれで外れてしまえば使えない状況になっていると思いますので、冬場のPRについては少し難しいところがあるのではないかと考えているところでございます。
- 議長 堀 広一 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 本当に遠くから来ていただいて、帰りに温泉に入ってください、宿泊する方もいると思うので、隠れた名施設であると思うので、それはやっていただきたいと思います。中でいうと少しグラウンドが波打ってきた、荒れてきたという要望、自動販売機に温かい飲み物を入れてほしいなど細かいこともあると思うので、それも含めてもっと利用していただけるようやっていただければと思います。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
- 議長 堀 広一 以上で報告第2号は、報告済みといたします。

◎ 日程25番 会議案第2号 議員派遣について

- 議長 堀 広一 日程25番 会議案第2号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の

## 平成29年 第2回定例会 2日目

---

声あり)

○ 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。

○ 議長 堀 広一 以上で本定例会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。会議を閉じます。これを持ちまして平成29年第2回月形町議会定例会を閉会いたします。

(午後 1時55分閉会)